



放射能を考える佐久地区連絡会ニュー

事務局：佐久市岩村田 543 tel 0267-67-3595

市民運動つぶしの「損害賠償二千万円」!!

放射能焼却灰裁判始まる



佐久地裁の裁判傍聴 法廷に入りきらない 45 人!

2013 年 7 月 29 日(月)、フジコーポレーションとイーステージが「放射能を考える佐久地区連絡会」代表の長岡直仁さんに計 2000 万円以上の損害賠償請求をした裁判の公判が 11 時 30 分(フジコーポ)と 11 時 45 分(イーステージ)に佐久地裁で開かれた。(写真左)

傍聴には法廷に入りきらない 45 人もの仲間が駆けつけ、裁判官に地域住民の関心の高さをアピールした。

記者会見で損害賠償請求の不当性をアピール!

「放射能を考える佐久地区連絡会」は午後 1 時から浅間会館で記者会見を行なった。TV は NHK、新聞は信毎、毎日、朝日の 3 紙が来場。(写真右)

記者会見では、長岡代表、保田弁護士、環境学者関口先生がコメントを発表し質問を受けた。

長岡代表…漏えいにせよ、舞い上がりにせよ、疑いをブログに書くと、業者に裁判を起こされる、これはきわめておかしい。このような裁判は「スラップ訴訟」と呼ばれ、威圧訴訟、恫喝訴訟ともいわれる。会としてしっかり対応していきたい。

保田弁護士…裁判勝利のポイント「粉塵の舞い上がり」「漏えいの疑い」が事実であることを主張、立証すること。

関口先生…「粉塵の舞い上がり」=焼却灰は湿らせること自体がむずかしい。東京の処分場で粉塵の飛散により、ガン発生率が 4 倍となったり、出生児の男女比がくるう現象も出ている。

「地下水汚染」=遮水シートは 15 年もつといわれるが、裁判で 1 年以内に漏れたのを証明したこともある。山梨の最新式の処分場では半年で漏れた。

★今後の予定 ↓どなたでも傍聴できます。

第 3 回公判 10 月 17 日(木) 長野地裁上田支部

午前 11 時 30 分～ フジコーポレーション

午後 4 時 30 分～ イーステージ